

全建事発第 087 号

令和 3 年 9 月 8 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う
建築士法等の一部改正について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律・政令・
省令が令和 3 年 9 月 1 日から施行されております。

この度、国道交通省住宅局より本会对し、今回施行される整備法等による
改正後の建築士法等の運用について別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折り、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企
業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

（添付資料）

- ・【国住指第 1338 号】デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う建築士法等の一部改正について（技術的助言）局長通知
- ・【国住指第 1339 号】デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う建築士法等の一部改正について（技術的助言）課長通知

【担当】 事業部 犬飼

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp